

新火葬場建設事業を進めています



諸室および機能	
待合室	現火葬場において課題であったプライバシーの確保のため、各葬家が重ならないような独立型のスペースとし、各待合室には給湯室や授乳可能な個室を設置します。
ロビー	
多目的室	
告別兼収骨室	
待合コーナー	待合室を使用しない遺族でも使用可能なエリアとして設置します。
売店	各待合部から利用しやすい位置として、中央付近に設置します。
トイレ	
ロータリー	遺族や会葬者、葬儀業者などが火葬場へ往來の際便利となるように、ロータリーを設置します。



施設の配置などは今後の検討により変更となる場合があります。

問い合わせ

新火葬場建設事業の概要 市民課 (☎221211(内線2838))
都市計画決定 都市計画課 (☎402824)

市では、現火葬場の火葬炉設備の老朽化や将来にわたっての火葬需要への対応などの課題解決を図るため、令和7年度中の利用開始を目指し、新火葬場建設事業を進めています。
新火葬場の建設計画地は、公共交通の利便性によるアクセス面や地理的利便性に優れ、また、既存の敷地を活用できることから現火葬場の隣接地としています。

新火葬場建設事業の概要

新火葬場は、今後の火葬需要を考慮し火葬炉数を現在の3基から4基とします。環境面にも十分配慮した施設とするために、集塵機、触媒装置を設置することで、すすやちり、ダイオキシン類といった有害物質を取り除き、無煙無臭無公害化を実現します。葬儀を執り行う式場は、昨今の利用状況や葬儀形態の変化を受け、設置しません。

設備などは、現火葬場の課題などを踏まえ、各葬家が別々の空間となるよう待合室やロビーを配置し、また、多様化するニーズに応えるため、多目的室や待合コーナーを配置し、遺族や会葬者に優しい施設とします。

また、建設計画地の北西側から西側に住宅が存在するため、建物の高さを抑えるため平屋建てとします。最も高い火葬炉設備部分では、約8mとなりますが、上部外壁を傾斜させ圧迫感を軽減させます。

外観は周囲に溶け込むようなデザインやアースカラーを用いた色合いとし、景観との調和を目指します。

また、計画地内の東側に建物を寄せることで、住宅との間に緑地などの緩衝地帯を設け、住宅地と施設を適切に遮ります。

都市計画の原案がまとまりました



現火葬場の隣接地である新火葬場の建設計画地は都市計画区域内であり、新火葬場を建設するためには、建築基準法により、都市計画でその敷地の位置が決定していなければ建築することができません。このため、都市計画法第11条に基づき、都市計画決定を行います。
新火葬場の都市計画決定は、名称・位置・面積などを県と協議した上で、市が決定します。決定に当たっては、県が定めたガイドラインに沿って、

位置の妥当性の評価や環境・公害対策の評価などについて協議を行うこととなっています。

市では、令和3年9月に作成した「藤岡市新火葬場建設基本構想」に基づき都市計画の素案を作成し、県と事前の協議を行いました。その結果、県からは、学校や住宅地などが近隣に立地しているため、緩衝地帯の確保や遮蔽を計画するなど周辺に立地する住宅地などに配慮をするよう意見がありました。

こういった県からの意見を受けて、都市計画の原案がまとまりましたので、左記のとおり住民説明会を開催します。

都市計画決定に関する住民説明会

日時 8月28日(日)午前10時～

場所 市役所中庁舎

その他

車で来庁する人は市役所敷地内の駐車場を利用してください

申し込み・問い合わせ

8月19日(金)までに都市計画課(☎402824)へ



?

都市計画とは

都市計画とは、都市の将来像を想定し、それに必要な規制や整備を行い、都市の秩序ある発展を適正に誘導する方法・手段です。

都市計画の目的は、土地の利用についての制限を定め、道路・公園・緑地などの都市施設を適正に配置することにより、健康で文化的な都市生活や機能的な都市活動を確保しようとするものです。